

人材紹介契約書

●●●●株式会社（以下「甲」という。）と株式会社リンキング（以下「乙」という。）は、乙が甲に対して行う人材の紹介に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対して、次の各号に定める業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙は受託した業務を専門的かつ効果的な方法で実施する。

- ① 甲が求める人材の紹介
- ② 人材計画の立案・遂行に関する助言
- ③ ①および②に付随する業務

第2条（紹介の依頼）

甲は、乙に対して、雇用契約、委任契約、準委任契約、請負契約その他これらに準ずる契約（以下「雇用契約等」という。）の締結を希望する人材の条件（雇用契約締結のあつせんの場合は職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を含む。以下、これらを総称して「紹介条件」という。）ごとに、紹介条件を明示する文書（以下「求人票等」という。）を書面又は電子メールで通知して人材の紹介を依頼する。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による通知ができない場合は、あらかじめそれら以外の方法により通知するものとする。

第3条（紹介の内容）

乙は、紹介条件に適合する可能性のある人材（以下「候補者」という。）のうち、甲と雇用契約等を締結する意思があり、かつ、甲の社風等紹介条件以外の条件も加味して適切と判断した候補者を、甲に対して紹介する（以下、甲に紹介した候補者を「応募者」という。）。

第4条（選考）

1. 甲は、乙が前条により紹介した応募者を自ら選考のうえ、適当と認めた場合には、甲の責任において当該応募者と雇用契約等を締結する。なお、乙は甲に対して適宜必要な助言を行う等、選考・採用が円滑に行われるよう支援を行うものとする。
2. 甲は、前項により採用を決定した応募者と雇用契約を締結するにあたっては、あらためて労働条件等を明示する書面を当該応募者に交付するものとする。
3. 甲は第1項に基づき応募者と雇用契約等を締結することを決定した場合、乙に対して、雇用契約等を締結することを決定した事実を確認する書面又はこれにかわる文書（以下「内定確認書」）を書面又は電子メールで交付するものとする。

第5条（甲の義務）

甲は、本契約の有効期間中、原則として乙に通知をすることなく、応募者と直接連絡をとり、又は応募者と雇用契約等を締結してはならない。なお、応募者と直接連絡を取らざるを得なかった場合、遅滞なく乙に通知するものとする。

第6条（契約条件の確認）

甲は、第4条第1項に基づき応募者と雇用契約等を締結することを決定した場合には、当該応募者に対して、契約条件を記した書面（雇用契約締結の場合は労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面をいう。）を甲の責任において交付し、甲および当該応募者との間で雇用契約等を締結するものとする。

第7条（差別的取扱いの禁止）

甲は、第4条第1項に定める選考の際、乙が紹介した応募者を人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であることその他属性により差別的に取り扱ってはならない。

第8条（報酬）

1. 甲は、乙が紹介した応募者と雇用契約等を締結し、応募者が甲にて業務を開始するに至った場合、報酬として、決定者の年収換算分（月次給与の12ヶ月分、通勤費や残業手当等の変動費分を除く諸手当および、賞与・一時金を含む。なお、委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約についても、これに準じて年収を算出するものとする。）の35%（消費税別）を乙に支払うものとする。
2. 応募者が業務開始後、当該応募者の責による解雇もしくは契約解除、または当該応募者が自己都合によって退職又は契約解除した場合は、乙は受領した報酬の一部を以下の要領で甲に返還するものとする。
業務開始日から起算して1ヶ月未満：報酬の50%相当額
業務開始日から起算して1ヶ月以上3ヶ月未満：報酬の30%相当額
3. 乙は甲に対して、応募者が甲において業務開始後、速やかに本条第1項に定める報酬を請求し、甲は業務開始月の翌月末日までに、請求された報酬及びその消費税相当額を、乙の指定する金融機関口座に支払うものとする。なお振込手数料は甲の負担とする。

第9条（特別費用）

乙が第1条に定める業務を遂行するため、出張又は特別の出費を必要とする場合は、その都度、事前に乙は甲と協議のうえ、その費用の負担を決定するものとする。

第10条（個人情報の取扱い）

1. 乙は、応募者の事前の承諾を得た範囲で応募者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下「個人情報」という。）を甲に対して提供するものとする。但し、応募者の病歴などの個人情報については、当該応募者から別途明示的な承諾を得ない限り、乙は甲に対して提供しないものとする。
2. 甲は、乙の紹介した応募者を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該応募者の個人情報について、複製物を含め直ちに乙に返還するか、乙の求めに応じて廃棄をしなければならない。

第11条（候補者への提供）

乙は、求人票等のほか、甲が候補者に対して提供することを同意した情報について候補者に提供できるものとする。但し、乙が独自に入手した情報についてはこの限りでない。

第12条（機密保持義務）

1. 甲及び乙は、相手方から秘密である旨明記のうえ受領し又は開示を受けた情報（以下「機密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、本業務に従事する者に使用させる場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとする。

2. 前項にかかわらず次の各号の一に該当するものは機密情報にあたらぬものとする。

- ① 受領時に、既に公知であったもの
- ② 開示後、受領者の責に帰さない事由により公知となったもの
- ③ 開示の時、受領者が既に保有していたもの
- ④ 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- ⑤ 機密情報を使用することなく受領者が独自に知り得たもの

3. 甲及び乙は、相手方から提供を受けた機密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、改変が必要なときは、事前に相手方から承諾を受けるものとする。

4. 本条の機密保持義務は、本契約の終了後 2 年間存続するものとする。

第 13 条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方の契約違反により損害を受けた場合に限り、通常かつ直接の損害について損害賠償を請求できるものとする。

第 14 条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日より 1 年間とする。なお、甲または乙が本契約を期間満了時において契約を終了する旨を通知しない限り、本契約は同内容にてさらに 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。但し、本契約の有効期間内に甲又は乙が相手方に対し 1 ヶ月の予告期間を定めて契約終了の通知した場合は、予告期間の満了時に本契約は終了する。

2. 前項の場合、応募者の紹介後に、本契約内容の全部もしくは一部が変更され、又は本契約が終了した場合であっても、当該応募者については紹介時における契約条件が適用されるものとする。

第 15 条（解除）

甲及び乙は、その相手方が、本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内に、その義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2. 甲及び乙は、その相手方が以下に掲げる各号の何れかの事由に該当したときは、何らの通知催告を要せずして直ちに本契約を解除することができる。

- ① 本契約の定めに違反したとき
- ② 手形、小切手の不渡りのため手形交換所の取引停止処分を受けたとき又はこれに類する事態が生じたとき
- ③ 監督官庁より営業の取消・停止等の処分を受けたとき
- ④ 第三者より仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき
- ⑤ 支払停止、支払不能もしくは債務超過の状態に陥り又は破産、会社更生手続及び民事再生手続等の倒産処理手続（本契約締結後に改定もしくは制定されたものを含む）の申立原因を生じ、又はこれらの申立を受けもしくは自らこれらの申立をしたとき
- ⑥ 合併によらずして解散したとき
- ⑦ 第 16 条の確約に違反したとき
- ⑧ その他、本業務の遂行が困難になるおそれのある客観的に相当の事由が生じたとき

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将

来に亘っても該当しないことを確約する。

2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当要求行為、取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為、風説・偽計・威力を用いて会社の信用を棄損し又は会社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。

第 17 条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意がない限り、本契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。また、本契約から生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは担保の用に供し、又は本契約から生じる義務の全部又は一部を第三者に引受けさせてはならない。

第 18 条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項に関する解釈の疑義については、法令の規定及び慣習に従うほか、甲乙双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第 19 条（合意管轄）

本契約に関連して紛争が生じ、前条により協議が整わない場合、甲および乙は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めてこれを解決することとする。

本契約を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

乙